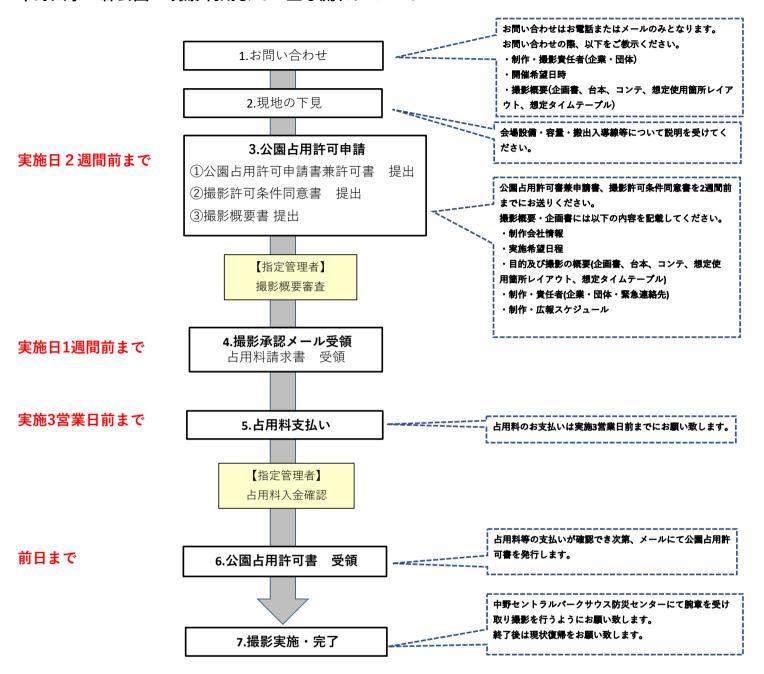
中野四季の森公園 撮影利用までの主な流れについて



※撮影利用者が行う手続きは、手続き1から7です。次のページの手続きを確認し、進めてください。 ※提出物及び期限については、「別表. 提出物一覧」を参照してください。

<中野四季の森公園 撮影占用に関する事前相談及び協議、資料等提出先>

株式会社POD

TEL: 03-5577-6464 FAX: 050-3156-1104 E-mail: nakano-i@podinc.jp

受付時間:平日10:00~17:30(土日祝定休)

〈各手続きについての確認及び注意事項〉

【手続き1】お問い合わせ

- (1)お問い合わせはお電話またはメールにてお願い致します。
- (2)お問い合わせの際に撮影希望日時、撮影希望場所、音出しの有無、車両の乗り入れの有無を確認させて頂きます。

【手続き2】現地の下見

(1)撮影希望場所の打ち合わせをお願い致します。

【手続き3】公園占用許可の申請

- (1)公園占用許可申請書兼許可書・撮影許可条件同意書・撮影概要書の提出をお願い致します。
- (2)提出方法はメールにてお願い致します。メール以外の方法をご希望の方はお問い合わせにてご相談ください。
- (3)書類提出は撮影予定日の2週間前までにお願い致します。
- (4)撮影概要書には以下の内容を記載してください。
- ·制作会社情報
- ・撮影希望日時
- ・撮影概要(企画書、台本、コンテ、想定使用箇所レイアウト、想定タイムテーブル)
- ・撮影責任者(企業・団体・緊急連絡先)
- ・制作・広報スケジュール

【手続き4】撮影承認メール・占用料請求書メール受領

(1)指定管理者から撮影承認通知メールを主催者へ送付します。

【手続き5】占用料の支払い

- (1)占用料を指定管理者からの請求書記載の口座に振込をお願いします。(指定管理者は領収書の発行は致しません。)
- (2)撮影予定日の3営業日前までにお支払い頂くようお願い致します。

【手続き6】公園占用許可書の受領

(1)占用料の入金確認次第、メールにて公園占用許可書をお送り致します。

【手続き7】撮影実施・完了

- (1)撮影実施時は安全第一でお願い致します。
- (2)指定管理者から撮影中に指導が入る場合がございます。ルールを守って使用して頂くようお願い致します。
- (3)中野セントラルパーク サウス防災センターにて、公園占用許可書を提示の上、当日腕章を受け取ります。

撮影終了後、原状回復が終わりましたら同場所に腕章の返却をお願い致します。

原状復帰されていないと確認された場合、再度行って頂きます。

なお別日に行う際には、占用料が発生しますのでご了承ください。

別表 提出物一覧

手続き番号 (提出期限)	書類名等	入手方法	備考
手続き3 (2週間前)	公園占用許可申請書 兼許可書	指定管理者よりメールで受領 ・	2週間前までにご提出 お願いします。
	撮影許可条件同意書		
	撮影概要		